

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 齋藤 愛

論 文 題 目

Involvement of mesosalpinx in endometrioma is a possible risk factor for decrease of ovarian reserve after cystectomy: a retrospective cohort study

(卵巣内膜症性嚢胞摘出術において卵管間膜を含む高度癒着は術後卵巣予備能低下のリスクファクターである)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

柳野正人



名古屋大学教授

委員

小寺泰弘



名古屋大学教授

委員

後藤百万



名古屋大学教授

指導教授

志川史隆



論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

今回、卵巢予備能の評価に用いられる血清抗ミュラー管ホルモン anti-Mullerian hormone (AMH) 値を、子宮内膜症の卵巢内膜症性嚢胞摘出術の手術前、術後 1 ヶ月、術後 1 年で測定した。卵管間膜が内膜症性の癒着をしていた群と両側の卵管間膜が正常な群を比較し、術後 1 ヶ月での血清 AMH 値は両群で低下し、卵管間膜癒着群でより低値であった。術後 1 年での血清 AMH 値は、卵管間膜癒着群では術後 1 ヶ月と比較してもより低値であり、正常群では変化しなかった。両側卵巢内膜症性嚢胞の症例に限って検討すると、卵管間膜癒着群では術後 1 ヶ月からさらに 1 年後で血清 AMH 値は低下するのに対し、正常群では術後 1 年の血清 AMH 値は術後 1 ヶ月と比較して回復する傾向にあった。この結果、卵管間膜癒着を有する卵巢内膜症性嚢胞への手術介入は術後中長期的な卵巢予備能低下のリスクファクターとなる可能性が示唆された。本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 卵巢の主な血流は卵巢提索、卵巢血管、卵管間膜の血管により供給されている。卵管間膜の癒着を剥離する手術操作により卵管間膜の血管が破綻し、またその止血操作により血流障害が生じると考えられる。
2. 卵巢内膜症性嚢胞を摘出する際には卵巢実質と嚢胞壁との間を剥離する手術操作を要する。この組織の境界は不明瞭で摘出した嚢胞壁を組織学的に検索すると正常卵巢が一部付着しており、卵胞も確認される。卵巢実質を一部摘出することにより癒着のない正常例においても AMH 値が低下する。また、嚢胞剥離部位の卵巢の止血操作も、卵巢実質への組織障害を引き起こし AMH 値の低下の原因となりうる。
3. 片側の卵管間膜癒着症例は 4 例と少なく、また両側の卵管間膜癒着症例では両側卵巢嚢胞摘出が施行されている症例が多く、AMH 値の低下に関して卵管間膜癒着のみの影響を評価するのが困難である。
- 4.5. 一名の検者が手術ビデオを検証し、卵管間膜が解剖学的に正常に保たれているかという点において、正常群と卵管間膜癒着群の 2 群に分類した。内膜症の癒着の程度の判定は局所においては主観的な部分が多く分類するのは困難である。
6. 組織の血流を評価する方法として、超音波のドップラーが有用であるが、卵巢の血流を直接測定する方法は確立されていない。今回の研究では、術前術後の卵巢の血流を直接評価はしておらず、手術操作により血流が低下したことは示せていない。しかし、2 群間で摘出した手術標本の卵胞数に有意差はないことより、卵巢実質を一部摘出することによる AMH 値の低下に差はなく、癒着剥離操作による影響が関与していると思われ、血流低下がその主要因と推測される。直接的な血流評価が可能になるとこの点はより明確になると思われる。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	齋藤愛
試験担当者	主査	柳野正人	小寺泰弘	後藤真
	指導教授	吉川史隆		

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 卵管間膜癒着例で術後に卵巣の血流障害が起こる理由について
2. 正常例においても、術後血清 AMH 値が術前に比較して低下する理由について
3. 片側と両側の卵管間膜癒着例を同じ群として、癒着のない群（正常群）と比較しているが、片側の癒着例と両側の癒着例との比較について
4. 卵管間膜の高度癒着を認めた群を 1 群として正常群と比較しているが、軽度、あるいは中等度癒着症例はなかったのか、2 群の分類について
5. 癒着の程度と、術前、術後 1 か月、術後 1 年の血清 AMH 値の関連について
6. 今回の手術と卵巣血流低下が関連するという根拠について

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、産婦人科学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	齋藤愛
学 力 審 査 担 当 者	主 査	柳野正人	小寺泰弘	後藤 日
	指導教授	志川史隆		
<p>(学力審査の結果の要旨)</p> <p>名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。</p>				